

土木工事共通仕様書 平成27年4月改正概要

改正の概要は、以下のとおり。

凡例 ●: 追加事項 ○: 変更事項

● 品確法の改正に伴う追加

第1編 共通編

- ・改正品確法の「受注者の責務」(適正な額での下請契約、労働環境の改善)を明記

○ 入契法の改正に伴う変更

第1編 共通編

- ・施工体制台帳提出義務付けの対象を、下請契約を締結した全ての工事に変更

● 一般的に使用されている特記仕様書の規定の共通仕様書への明記

第3編 土木工事共通編

- ・吸出防止材の継ぎ目の施工工法、材料の品質について
- ・舗装版切断排水の回収、処理について
(pH12.5以上の廃アルカリは特別管理産業廃棄物となることに留意するよう明記)
- ・切土法面緑化工事の植生の被覆率とその保証、工事実績報告書・植生状況報告書の提出について

第8編 砂防編

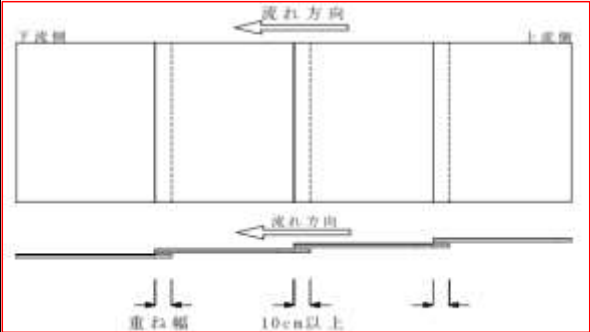
- ・急傾斜地崩壊防止工事の安全管理について

○ その他、適用すべき諸基準の制定年月の修正等

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成25年10月）							新（平成27年4月）																																																																														
編	章	節	条	項	編章節条項	条文	編	章	節	条	項	編章節条項	条文																																																																								
1	0	0	0	0	第1編	共通編	1	0	0	0	0	第1編	共通編																																																																								
1	1	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	第1章	総則																																																																								
1	1	1	0	0	第1節	総則	1	1	1	0	0	第1節	総則																																																																								
1	1	1	9	0	1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1-1-9	工事の下請負																																																																								
1	1	1	9	0		受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1	1	1	9	0		受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正額額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。																																																																								
1	1	1	10	0	1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1-1-10	施工体制台帳																																																																								
1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを 発注者 に提出しなければならない。																																																																								
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを 発注者 に提出しなければならない。																																																																								
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに 発注者 に提出しなければならない。																																																																								
1	1	1	23	0	1-1-23	施工管理	1	1	1	23	0	1-1-23	施工管理																																																																								
1	1	1	23	6	6. 良好な作業環境の確保	受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	23	6	6. 労働環境の改善	受注者は、 作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。																																																																								
1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工																																																																								
1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準																																																																								
1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－施工指針（昭和61年11月）	1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）																																																																								
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート																																																																								
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート																																																																								
1	3	3	1	0	3-3-1	一般事項	1	3	3	1	0	3-3-1	一般事項																																																																								
1	3	3	1	0		表3-1標準配合表	1	3	3	1	0		表3-1標準配合表																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>粗骨材の最大粒径 mm</th> <th>スラブ cm</th> <th>呼び強度 N/mm²</th> <th>単位セメント量 kg以上</th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>無筋構造物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>20又は25</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>20又は25</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>350</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>場所打杭 (深礎杭を除く)</td> </tr> </tbody> </table>							使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm ²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要	1号	40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物	2号	20又は25	8	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物	3号	20又は25	15	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>粗骨材の最大粒径 mm</th> <th>スラブ cm</th> <th>呼び強度 N/mm²</th> <th>単位セメント量 kg以上</th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>無筋構造物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>20又は25</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>20又は25</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>350</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>場所打杭 (深礎杭を除く)</td> </tr> </tbody> </table>							使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm ²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要	1号	40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物	2号	20又は25	8	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物	3号	20又は25	15	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)
使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm ²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要																																																																													
1号	40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物																																																																													
2号	20又は25	8	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物																																																																													
3号	20又は25	15	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)																																																																													
使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スラブ cm	呼び強度 N/mm ²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	概要																																																																													
1号	40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物																																																																													
2号	20又は25	8	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物																																																																													
3号	20又は25	15	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)																																																																													

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成25年10月）						新（平成27年4月）								
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	条 文		
3	0	0	0	0	第3編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編		
3	2	0	0	0	第2章	3	2	0	0	0	第2章	一般施工		
3	2	3	0	0	第3節	3	2	3	0	0	第3節	共通の工種		
3	2	3	1	0	2-3-1	3	2	3	1	0	3-3-1	一般事項		
3	2	3	1	0		3	2	3	1	0		<p>本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工(床掘、埋戻)、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水樹工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。</p>		
						3	2	3	34	0	2-3-34	吸出防止材設置工		
						3	2	3	34	1	1.一般事項	<p>本条項は、コンクリートブロック空積(張)護岸、空石積(張)護岸、かご系護岸、連節型ブロック護岸など透水性を有している河川護岸で、護岸背面に吸出防止材を全面敷設する場合に適用する。</p>		
						3	2	3	34	2	2.吸出防止材の継ぎ目の施工方法	<p>(1)重ね合わせ 流水によるめくれを考慮して、河川の上流側のシートを上にする。こと。 (2)重ね幅 吸出防止材の継ぎ目は、弱点となりやすいため、重ね幅を10cm以上確保すること。 (3)その他 上記(1)及び(2)によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 また、実施ブロックのカタログ等において、重ね幅が異なる場合は、必要性を確認の上、その重ね幅を確保すること。</p>		
														

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成25年10月)					新 (平成27年4月)																																																																					
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																							
編章節条項					編章節条項					編章節条項					編章節条項																																																											
					条文										条文																																																											
															3	2	3	34	3	3.吸出防止材の品質	<p>吸出防止材は表1-5、表1-6の規格値を満足した「河川護岸用吸出防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有しているシートとする。なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-5 吸出防止材の規格値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>規格</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td><td>10mm以上</td><td></td></tr> <tr> <td>開孔径</td><td>0.2mm以下</td><td></td></tr> <tr> <td>引張り強度</td><td>9.8kN/m以上</td><td>縦・横方向</td></tr> <tr> <td>化学的安定性(強度保持率)</td><td>70%以上 130%以下</td><td>JIS K 7114準拠(PH 5~9)</td></tr> <tr> <td>耐塩性(強度保持率)</td><td>70%以上 130%以下</td><td>JIS A 1410, A 1415準拠</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1-6 吸出防止材の品質及び規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>内 容</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密 度</td><td></td><td>g/cm³</td><td>0.12以上</td><td>JIS L 3204</td></tr> <tr> <td>圧縮率</td><td></td><td>%</td><td>12以下</td><td>JIS L 3204</td></tr> <tr> <td>引張強度</td><td></td><td>kN/m</td><td>9.8以上</td><td>JIS L 3204</td></tr> <tr> <td>伸び率</td><td></td><td>%</td><td>50以上</td><td>JIS L 3204</td></tr> <tr> <td>耐薬品性</td><td>不溶解分</td><td>%</td><td>90以上</td><td>JIS L 3204</td></tr> <tr> <td>透水係数</td><td></td><td>cm/s</td><td>0.01以上</td><td>JIS L 3204</td></tr> </tbody> </table>	項目	規格	備考	厚さ	10mm以上		開孔径	0.2mm以下		引張り強度	9.8kN/m以上	縦・横方向	化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114準拠(PH 5~9)	耐塩性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A 1410, A 1415準拠	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	密 度		g/cm ³	0.12以上	JIS L 3204	圧縮率		%	12以下	JIS L 3204	引張強度		kN/m	9.8以上	JIS L 3204	伸び率		%	50以上	JIS L 3204	耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204	透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204
項目	規格	備考																																																																								
厚さ	10mm以上																																																																									
開孔径	0.2mm以下																																																																									
引張り強度	9.8kN/m以上	縦・横方向																																																																								
化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114準拠(PH 5~9)																																																																								
耐塩性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A 1410, A 1415準拠																																																																								
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																						
密 度		g/cm ³	0.12以上	JIS L 3204																																																																						
圧縮率		%	12以下	JIS L 3204																																																																						
引張強度		kN/m	9.8以上	JIS L 3204																																																																						
伸び率		%	50以上	JIS L 3204																																																																						
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204																																																																						
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204																																																																						
3	2	5	0	0	第5節	石ブロック積(張)工	3	2	5	0	0	第5節	石ブロック積(張)工																																																													
										3	2	5	6	0	2-5-6	吸出防止材設置工																																																										
																				吸出防止材の施工については、第3編2-3-34吸出防止材設置工の規定による。																																																						
3	2	9	0	0	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	第9節	構造物撤去工																																																													
3	2	9	3	0	2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	2-9-3	構造物取壊し工																																																													
										3	2	9	3	3	3.舗装版切断	<p>(1)受注者は、舗装版切断を行うにあたっては、切断作業時に発生する排水を回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。なお、pHが12.5以上となる場合には特別管理産業廃棄物となることに留意すること。</p> <p>(2)処理施設、処理方法、運搬方法等は受注者の任意とするが、産業廃棄物の種類・取扱いについては山口県環境生活部及び下関市環境部(下関市内のみ)の取扱いに準ずること。</p> <p>(3)受注者は、舗装版切断排水の回収処理を行わない場合は、あらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>																																																										
3	2	9	3	3	3.石積み取壊し等		3	2	9	3	4	4.石積み取壊し等																																																														
3	2	9	3	4	4.鋼材切断		3	2	9	3	5	5.鋼材切断																																																														
3	2	9	3	5	5.鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填		3	2	9	3	6	6.鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填																																																														
3	2	9	3	6	6.根固めブロック撤去		3	2	9	3	7	7.根固めブロック撤去																																																														
3	2	9	3	7	7.コンクリート表面処理		3	2	9	3	8	8.コンクリート表面処理																																																														
3	2	9	3	8	8.表面処理の施工上の注意		3	2	9	3	9	9.表面処理の施工上の注意																																																														

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成25年10月）					新（平成27年4月）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
3	2	9	3	9	3	2	9	3	10
				9. 道路交通の支障防止対策					10. 道路交通の支障防止対策
3	2	9	3	10	3	2	9	3	11
				10. 施工基準					11. 施工基準
3	2	9	3	11	3	2	9	3	12
				11. 発生する濁水の処分					12. 発生する濁水の処分
3	2	14	0	0	3	2	14	0	0
				第14節					第14節
				法面工（共通）					法面工（共通）
3	2	14	2	0	3	2	14	2	0
				2-14-2					2-14-2
				植生工					植生工
					3	2	14	2	19
									19. 切土法面緑化工事の植生の被覆率とその保証
									植生の被覆率は工事引取1年後での被覆率を100%とし、引渡後1年以内に枯死、形態不良となった場合は同種同等品以上のものを受注者の負担で再施工することとする。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 病害虫が発生した場合 2) 異常天然現象、災害、土壌酸度の進行等不測の事態が発生した場合
					3	2	14	2	20
									20. 切土法面緑化工事の施工計画書
									受注者は、施工面積1000㎡以上の切土法面緑化工事を行う場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 展開図(工法区分、植生可能区域と不可能区域等を示すこと) (2) 発芽期待本数及びこれに係る算出根拠 (3) 施工管理方法及び検査基準
					3	2	14	2	21
									21. 切土法面緑化工事の施工管理
									(1) 植生ネット工(肥料袋付き) ・地山の凹凸に対し、ネットの浮きがないなど、植生の生育を妨げないように留意すること。 (2) 客土吹付工 ・厚さ管理に替えて材料検収とするが、吹き付け後に地肌の露出をなくすなど、効果的な施工に十分注意すること。 ・配合に使用する種子は、外来種及び郷土種種子を5種程度バランスよく混播すること。 ・以下の種子は、使用しないこと。 ウィーピングラブグラス イタリアンライグラス ペリニアルライグラス (3) 厚層基材吹付工 ・厚さ管理によることとする。 ・配合に使用する種子は、外来種及び郷土種種子を5種程度バランスよく混播すること。 ・以下の種子は、使用しないこと。 ウィーピングラブグラス イタリアンライグラス ペリニアルライグラス

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成25年10月)						新 (平成27年4月)									
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項
						3	2	14	2	22	22. 工事実績報告書並びに植生状況報告書	受注者は、施工面積1000㎡以上の切土法面緑化工事を行う場合は、以下の方法により発注者に工事の目的を達成したことを報告しなければならない。 (1) 工事実績報告書の提出 工事完了後の植生の生育状況を施工実績報告書により報告すること。報告書提出時期は原則として工事完了後1ヶ月以内とする。 (2) 植生状況報告書の提出 かし担保期間中(工事引渡し後2年間)の植生の生育状況を植生状況報告書により報告すること。報告書には生育状況が判別できる写真を添付するとともに、説明欄に発芽の状況、成長の度合い、被覆率、衰退の程度等を記入すること。提出時期は毎年7月末日までを原則とする。			
6	0	0	0	0	第6編	河川編	6	0	0	0	第6編	河川編			
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	第1章	築堤・護岸			
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工	6	1	7	0	第7節	法覆護岸工			
							6	1	7	14	0	1-7-14	吸出防止材設置工		
													吸出防止材の施工については、第3編2-3-34吸出防止材設置工の規定による。		
6	4	0	0	0	第4章	水門	6	4	0	0	第4章	水門			
6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	第2節	適用すべき諸基準			
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成14年3月)	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成24年3月)		
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート橋編)(平成14年3月)	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート橋編)(平成24年3月)		
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編)(平成14年3月)	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編)(平成24年3月)		
7	0	0	0	0	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	第7編	河川海岸編			
7	3	0	0	0	第3章	海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	7	3	0	0	第3章	海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)			
7	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	7	3	2	0	第2節	適用すべき諸基準			
7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年4月)	7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年3月)		
8	0	0	0	0	第8編	砂防編	8	0	0	0	第8編	砂防編			
8	2	0	0	0	第2章	流路	8	2	0	0	第2章	流路			
8	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	第2節	適用すべき諸基準			
8	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成11年3月)	8	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成24年7月)		
8	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成24年7月)	8	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月)		
8	2	4	0	0	第4節	流路護岸工	8	2	4	0	第4節	流路護岸工			
							8	2	4	10	0	2-4-10	吸出防止材設置工		
													吸出防止材の施工については、第3編2-3-34吸出防止材設置工の規定による。		
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策	8	3	0	0	第3章	斜面对策			
							8	3	11	0	0	第11節	急傾斜地崩壊防止工事の安全管理		
							8	3	11	1	0	3-11-1	一般事項		
							8	3	11	1	0		本節は、急傾斜地崩壊防止工事の安全管理について定める。また、受注者は本節で定める安全管理について、施工計画書に記載しなければならない。		
							8	3	11	2	0	3-11-2	施工単位延長		

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成25年10月）						新（平成27年4月）													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文
						8	3	11	2	0									受注者は、斜面の切土工事においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するために原則10～20m程度の短区間に区切り施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにしなければならない。 ただし、これによりがたい場合は、施工方法を監督職員と協議し承諾を得なければならない。
						8	3	11	3	0	3-11-3								仮設防護柵の設置
						8	3	11	3	0									工事着手前には、斜面下部に土砂等の崩落に備えて必ず仮設防護柵を設置しなければならない。また、工事が完了するまでこれを設置しなければならない。 ただし、これによりがたい場合は、監督職員と十分協議の上、他の安全対策について検討しなければならない。
						8	3	11	4	0	3-11-4								切土斜面上部の仮排水工の設置
						8	3	11	4	0									受注者は、施工に先立って斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切り土施工斜面上方の仮排水路や、湧水箇所について安全に施工区域外に排水するよう、準備排水や施工時の排水計画を十分検討し、仮排水路を設置しなければならない。 また、切土施工中や降雨が予想される場合は、湧水の有無、その状態に注意し、必要に応じてビニールシート等による被覆や切土斜面に流入・湛水しないよう仮排水路の設置などの手段を速やかに講じなければならない。降雨後は必ず斜面を踏査して、新たな流水や湧水がないか、また亀裂等の斜面の変化について点検した後、作業を行わなければならない。
						8	3	11	5	0	3-11-5								関係住民に対する情報連絡体制
						8	3	11	5	0									受注者は工事施工にあたって、監督職員と協議の上、あらかじめ地元住民に対し、施工の内容、工程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。
						8	3	11	6	0	3-11-6								梅雨時期の工事の取り扱い
						8	3	11	6	0									受注者は、梅雨時期における地山の新たな切土を行わないことを原則とする。 ただし、災害対応など緊急性があり、工程上どうしてもやむを得ないものについては監督職員と十分協議し、万全の措置を講じるものとする。
						8	3	11	7	0	3-11-7								工事中の斜面対策
						8	3	11	7	0									受注者は、現場作業開始前と終了時、降雨後、地震発生後に以下の事項について斜面状況を確認すること。また、必要に応じて工事中も斜面の状況変化に注意をするものとする。 斜面状況に変化が生じた場合は、直ちに契約書第26条（臨機の措置等）に従い対応すること。 ①切土面法肩部より上方の亀裂の発生の有無 ②切土面の崩落の有無 ③法面の地質変化部分の状況の確認 ④浮き石の状況変化の確認 ⑤湧水の発生の有無、または湧水量及び湧水の濁り発生の変化の確認 ⑥法面保護工の変化の有無 また、必要に応じて監督職員と協議の上、簡易な雨量計、伸縮計等観測機器の設置をして施工中の災害の防止に努めなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	10	0	0	0	0	第10編	10	0	0	0	0	第10編	道路編	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成25年10月）							新（平成27年4月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	条 文	編	章	節	条	項	編章節条項	条 文
10	2	0	0	0	第2章	舗装	10	2	0	0	0	第2章	舗装
10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工要綱（昭和21年6月）	10	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）
10	2	2	0	0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（昭和19年10月）	10	2	2	0	0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	5	2	0	0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（昭和19年10月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）	10	7	2	0	0		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路土工要綱（昭和21年6月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）
10	14	0	0	0	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	14	2	0	0		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（昭和19年6月）	10	14	2	0	0		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編
12	1	0	0	0	第1章	基盤整備	12	1	0	0	0	第1章	基盤整備
12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－施工指針（昭和21年6月）	12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（昭和21年6月）	12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成21年6月）
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－土質調査指針（平成61年11月）	12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－土質調査指針（昭和61年11月）
12	1	2	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）	12	1	2	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）
12	1	2	0	0		国土交通省 発生土利用基準（平成18年6月）	12	1	2	0	0		国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）
12	3	0	0	0	第3章	施設整備	12	3	0	0	0	第3章	施設整備
12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	3	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	12	3	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）
12	4	0	0	0	第4章	グラウンド・コート整備	12	4	0	0	0	第4章	グラウンド・コート整備
12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	4	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	12	4	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）
12	4	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	12	4	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）
12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成20年3月）	12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）
12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成20年3月）	12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）
12	4	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成12年2月）	12	4	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）